

呉服おとな吹奏楽団規約

第1章 総則

第1条 名称

本団は『呉服おとな吹奏楽団』と称する。

英語表記は「Kureha Otona Wind Orchestra」と称する

第2条 事務局

本団は、事務局を 池田市在住の役員住所 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本団は、「池田市」を拠点とし、吹奏楽の練習、演奏、発表を通じ、吹奏楽レベルの向上と団員の健全育成と親睦を図るとともに、地域への貢献（池田市音楽文化の発展と地域活性化に寄与すること）を目的とする。

第4条 事業

- 1) 団員相互の演奏技術の向上
- 2) 演奏会の開催
- 3) 市の文化事業への参加
- 4) 他団体の事業に対する協力
- 5) その他目的達成に必要な事業
- 6) 池田市 部活動地域クラブ委託事業

尚、この事業の年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第3章 団員及び会費

第5条 団員の種類

- 1) 正団員 本規約に同意し、所定の手続きを経て入団を承認された者
- 2) 特別団員 役員会で特に認めたもの

第6条 入団資格

- 1) 本団の目的を理解し活動に参加出来る者。
- 2) 在住地、在勤地、及び経験の有無は問わない。
- 3) 18才未満の場合は保護者の承諾を必要とする。
- 4) 楽器を用意出来る者。（個人・団を問わず）

補足：部活動の地域移行制度による入団者は池田市在住を基本とし委託規約に準ずる。

第 7 条 団員の義務

- 1) 団員は、団の活動に積極的に参加するものとする。
- 2) 団員は、別に定める会費を納めるものとする。

第 8 条 会 費

- 1) 団 費 : 定められた会費。
- 2) 特別団費 : 特に団長が定めたもの。
- 3) そ の 他 : 行事開催・参加にあたり、必要に応じて徴収する。
- 4) 部活動地域移行による活動参加の中学生については別途定めることができる。

第 4 章 役 員

第 9 条 役職と任務

- 1) 団 長 ◇団を代表し、団の活動の総括を行う。
- 2) 副団長 ◇団長を補佐し、団長不在の際は団長を代行する団の運営全般を行う。
- 3) 会 計 ◇団の入出金会計、事務・運営などを行う。(兼務可とする。)
- 4) 運 営 ◇団の運営・広報を行う。(兼務可とする。)
- 5) 団内指導者 ◇練習および対外演奏の指揮をし、音楽作りにあたる。
選曲、練習の内容・計画など音楽的側面をリードする。
- 6) パートリーダー ◇所属パートを代表してパート員と団とをつなぐ役割を果たす
とともに、音楽面に関する意見集約を行う。
- 7) 監 事 ◇ 活動および会計、備品等の監査を行い、これを報告する。
* 監事は、団外の者が就くことができる。

第 1 0 条 役員の定数と選出方法

- 1) 団 長 : 1 名 役員会で推薦、選出する。
- 2) 副団長 : 2 名以上 役員会で推薦、承認する。
- 3) 会 計・運 営 : 1 名以上 役員会で推薦、承認する。(兼務を可とする。)
- 4) 運 営 : 若干名 役員会で推薦、承認する。(兼務・未選出を可とする。)
- 5) 指導者 : 1 名以上 役員会が推薦し、承認する。
- 6) 補助指導者 : 若干名 指導者、役員会が推薦し、承認する。
(兼務・未選出を可とする。)
- 7) パートリーダー : 各パート 1 名以内 団員が推薦し、承認する。
- 8) 監 事 : 1 名以上 総会で選出する。

第 1 1 条 名誉団長、顧問および相談役など

- 1) 名誉団長、顧問および相談役などを若干名おくことができる。
- 2) 名誉団長、顧問および相談役などは、運営委員会でこれを推薦し、 団長が委嘱する。
- 3) 名誉団長、顧問および相談役などは、本団の運営について団長及び役員に助言する。

第5章 会 議

第12条 各種委員会

- 1) 役員会 : 団長、副団長、会計・運営、指導者
その他必要に応じて団長が指名した者で構成する。
(役員会は3分の2以上の出席で成立とする。)
*本団の運営について起案、審議、決定をする。

- 2) 運営委員会 : 役員、パートリーダーで構成する。

*音楽的向上を目指し、選曲、練習内容、練習計画など
音楽的側面について起案、審議、決定をする。

○但し、選曲・練習以外の事項については、役員会の承認を必要とする。

- 3) その他委員会 : 必要に応じてその他委員会を設置することができる。

第13条 総 会

- 1) 通常総会 : 年1回とする。
- 2) 臨時総会 : 役員が必要と認めた場合、または全団員の2分の1の要求があつた場合に開催することができる。
- 3) 招 集 : 団長が招集する。
- 4) 成立条件 : 全団員の過半数の出席、または委任状をもって成立する。
- 5) 議 件 : 予算、決算、事業計画、役員改選及び規約の改定など必要事案を審議、決定、承認する。
- 6) 議 長 : 総会の議長は、役員を含む団員の互選により選出される。
- 7) 議 決 : 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8) 特 例 : 総会を臨時に招集することが困難な場合、その決定権を役員会に委ねることができる。

第6章 会 計

第14条 会計年度

本団の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第15条 収 入

本団の経費は、団員より徴収する登録事務手数料、参加費のほか、補助金、寄付金その他の事業収入をもってこれに充てる。

第16条 支出

本団の支出は、通常会計より運営費、活動費、連盟加盟費、渉外費、慶弔費、予備費、物販仕入費（団指定ポロシャツ等）とする。

指導者・講師・施設管理者等への謝礼等については役員協議により支払うことができる。

第17条 収支の報告

本団の収支については、通常総会において報告し承認を得る。

指導者・講師・施設管理者等への謝礼等については通常総会において報告・追認を受ける。

＊収入・支出補足：委託事業、イベント出店については別会計とすることができる。

第7章 規約の改正

第18条 この規約の改正は運営委員会において認められ総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

ただし、誤字・脱字の加除修正等は役員会において行うことができる。

会費細則（追加）

第8条－1）団 費：定められた会費。

- 1，入団登録事務手数料 500円
- 2，練習参加費 参加毎 500円
- 3，団員の更新登録を2026年4月を起点に3年毎とし更新 500円
- 4，地域クラブでの参加費等について別途定めることを可能とする。

令和	4年	4月	1日	制 定
令和	5年	4月	15日	一部改正・訂正
令和	6年	5月	26日	一部改正
令和	7年	5月	17日	一部改正・改定